

## 平成27年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

###### ○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策

アドミッション・ポリシーに基づいた、学生の受入れを推進するため、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。

###### ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育、専門基礎教育、専門教育を関連させ、一貫性のある教育課程を編成する。

###### ○教養教育の成果に関する具体的方策

- ・改訂されたカリキュラムに基づき、障害関係科目の充実を目指す。
- ・改訂されたカリキュラムに基づき、言語・情報関係科目の充実を目指す。

###### ○専門教育の成果に関する具体的方策

- ・1年次からの専門教育の導入、学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できる専攻・コース、履修モデル等について検討・修正を行う。
- ・社会に積極的に参画・貢献できる専門職業人を養成するため、専門領域の特性に基づいたボランティア患者実習、OSCE（客観的臨床能力試験）などの実践的教育を実施した経験を踏まえ、より効果的な育成方法を検討する。

###### ○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・検討結果を基に、必要に応じて成績評価基準の改定を行うなど、より充実した基準の策定に努める。
- ・適切な質の評価と保証を図るため、成績評価グレードポイント(GPA)制の導入を3年次生まで拡張するとともに前年度までの実施状況の検討を行う。

###### ○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに、産業界や医療界との連携に努める。
- ・国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。
- ・大学院の説明会を実施し、学修意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。

###### ○教職課程、理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

- ・教職課程履修者への教員養成教育と採用試験対策を行う。
- ・理療科教員養成課程の将来の設置に向け、教育体制の充実を図るなど、申請に必要な準備を行う。

###### ○9月入学、編入学を実現するための具体的方策

- ・9月入学（秋季入学）等について、検討結果を取りまとめ、答申を行う。
- ・編入学について、検討結果を取りまとめ、答申を行う。

##### (2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

###### ○大学院課程を充実するための具体的方策

情報アクセシビリティ専攻の教育理念と目標に基づき、編成したカリキュラムを実施する。

#### ○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制の検討を行い、整備を図る。
- ・他大学との単位互換、留学の奨励、インターンシップ及び学外実習などにより、本学以外の教育資源の活用を図るよう計画する。

#### ○専門教育の成果に関する具体的方策

カリキュラムを確実に実施し、高度専門技術者・研究者の養成に努める。

#### ○修了後の進路等に関する具体的方策

インターンシップ、実践的な教育や企業内研修を実施するとともに、企業訪問、企業向け大学説明会、就職フォーラムへの参加等を通して、就職情報の収集や新たな就職先の開拓に努める。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教養教育系と専門教育系の領域を超えた科目の担当など、大学の基本的な目標を達成するため効果的な教員の配置、役割分担をさらに進める。
- ・助教、TAなどの積極的活用により少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

#### ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・聴覚障害、視覚障害を補償する設備の充実を図る。
- ・自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境の整備、留学生、社会人入学者及び編入学者等に対して、必要な個別対応ができるような学修環境を整備する。
- ・附属図書館の「マスタープラン」に沿って、学修及び教育支援、研究支援、情報発信等について、検討と整備を進める。

#### ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教員相互の授業参観や学生による授業評価等を実施し、評価の内容を教員と学生にフィードバックし、さらに教育活動の質の改善に努める。
- ・教育の成果や効果を組織的に検証し、その評価結果を予算配分、給与面に活用する範囲を広げ、さらに教育活動の評価及び評価結果を質の改善に努める。

#### ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに、新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。
- ・教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するFD、教職員を対象とした手話、点字、情報保障等のスキルに関する研修会を定期的実施する。

#### ○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

- ・教職課程履修者への教員養成教育と採用試験対策を行う。
- ・理療科教員養成課程の将来の設置に向け、教育体制の充実を図るなど、申請に必要な準備を行う。
- ・学生のニーズや社会の変化に対応できるよう、教育研究体制についての評価に基づき、次期体制の検討を行う。
- ・大学院においては、教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実を努める。
- ・障害者高等教育研究支援センターを教育関係共同利用拠点としてさらに充実させ、人的・物的資源

の共同利用を推進する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### ○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、オフィスアワーを活用し、より良い学修・生活支援を進める。
- ・アカデミック・アドバイザー制により、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。

##### ○就職支援等に関する具体的方策

- ・新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。
- ・障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。
- ・職域開拓や職能開発に係る調査研究を障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める。

##### ○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困窮者や成績優秀者に対する入学科・授業料猶予、免除制度がより有効となるように点検を行い、実施出来るところから改善を行う。
- ・種々の奨学金等に関する情報収集を行い学生に提供する。

##### ○社会人・留学生に対する具体的方策

検討結果を基に、実現可能な制度の導入を行い、社会人や留学生の受け入れを促進する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

- ・学部や大学院等の教育の充実と高度化を図るため、研究資金の配分方法の改善などにより、産業技術、保健科学及び情報アクセシビリティに係る専門分野の研究を推進する。
- ・西洋医学と東洋医学を統合した本学独自の医療システムを基盤に、統合医療の臨床を含めた医学に貢献できる国際的な研究を推進する。
- ・聴覚・視覚障害者に対する教育方法、教育機器、教材、障害補償システム、情報保障システム及び教育支援システムについて研究開発を推進するとともに、他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障害学生に対する支援にも積極的に取り組む。
- ・日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究を行う。

#### ○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果について、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT リポジトリ）事業により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。
- ・障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果について、企業等の関係機関と連携して積極的に実用化を目指す。

#### ○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・教員の個人評価の結果をもとに、各教員の研究の水準・成果を検証する。
- ・研究チームの研究水準の目標設定を実施する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・大学としての重点研究プロジェクトを設定し、研究員を委嘱するなど、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。
- ・研究スペースの配分の適正化を図り、新たな重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。
- ・教室の利用状況を調査し、効率化を図るため、利用率の低い教室の共用スペースへの転用を推進する。

### ○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。

### ○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員の個人評価結果を基に、その評価結果を研究費配分、給与面に活用するとともに、今後のあり方について検討を開始する。

### ○研究実施体制等に関する具体的方策

- ・引き続き、「情報保障学」研究の拠点として、研究会、シンポジウムを国内外において積極的に開催し、さらに高度な研究を目指しつつ、その成果を広く社会に還元する。
- ・引き続き、「情報保障学」の研究拠点としてその成果を広く社会に還元できるような施設としての体制を整えることを検討する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

#### ○地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・学外の関係組織や団体と連携・協力して聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学習資料等の研究開発を進め、その成果を公開する。
- ・聴覚障害者、視覚障害者の情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び要約筆記者等）の育成と技能の向上を図るため、研修会等を積極的に開催する。
- ・機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により、地域住民、聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。
- ・筑波研究学園都市の特性に応じたコンテンツの蓄積・公開事業に貢献するため、本学で蓄積された研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供する。

#### ○産学官連携の推進に関する具体的方策

新技術の開発、特許取得、製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進めるため、関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催する。

#### ○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

- ・教材や教育支援システムの開発等を通して、聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに、ニーズに応じた情報提供、教育相談などを進める。
- ・開発した支援機器や学修資料を提供するなどの支援を行い、聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに、両障害者支援に関する技術や情報を全国の大学、特別支援学校等の教育機関に広く提供し、支援の拡大・普及により連携を深める。

### ○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生支援にかかわる全国規模の大学間ネットワークを充実させ、他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

### ○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ インターンシップ等の学生の受け入れを促進するとともに、本学からも学生と教職員を派遣し、ワークショップ等を開催するとともに、単位互換の可能性を検討する。
- ・ 留学生の受け入れを積極的に行い、手話、点字を含めた日本語等の習得支援並びに学修支援体制を充実させる。6年間の活動の総括をする。

### ○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を開催するとともに、6年間の活動の総括を行う。
- ・ 国内の関係団体と連携・協力の下に、これまで構築してきたネットワークを通じて、障害者高等教育機関、関係団体との連携の強化、支援活動を推進する。

## (3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

### ○良質な医療人養成の具体的方策

各部門における臨床教育を充実のために患者数の維持と障害補償環境の充実を図る。鍼灸学や理学療法学の各分野のみならず、西洋と東洋の統合医療を理解し実践できるリーダーとなりうる人材育成のために、より高いレベルの臨床力を身につけられるよう、卒後教育体制の強化を行う。

### ○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策

- ・ 理学療法を加えた東西医学統合医療を有用かつ効率的な医療システムによって運用するとともに、よりニーズにあったシステムを検討する。
- ・ 施設内の設備機器の見直しを行い、統合医療への効率的な運用を検討する。
- ・ 地域のニーズも把握するとともに、地域の健康向上・維持に寄与するための活動を継続的に実施する。

### ○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

地域の医療に根ざした西洋医学と東洋医学の診療システムを基盤とした統合医療の臨床システムとその効果、および地域医療への貢献に関する結果をもとに、より高い効果が期待できる、ニーズにあった医療システムを検討する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### ○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

副学長及び学長補佐体制をさらに充実させ、経営戦略立案の機能を強化する。

#### ○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

引き続き、全学委員会の審議事項や組織体制について、点検・評価を行い、効率化を推進する。

#### ○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

大学運営に教職員が一体となり参画し得る体制を維持する。

#### ○教育研究組織の見直しの具体的方策

- ・教職課程を充実させるための必要な取り組みを行う。また、理療科教員養成課程の将来の設置に向け、教育体制の充実を図るなど、申請に必要な準備を行う。
- ・留学生の受け入れ状況を踏まえ、日本語及び手話・点字の教育機能を整備する。
- ・学科等の教育研究体制を充実する。

#### ○法人運営の改善に関する具体的方策

- ・法人運営の改善のため、経営協議会における意見及びその対応状況を公表するとともに、監事監査等の結果を経営協議会等に報告し、業務運営に適切に反映させる。
- ・監査室機能の充実及び担当者の資質向上を図り、より効率的な内部監査を実施する。

#### ○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ・教員については、引き続き、評価基準に基づいた評価を実施し、評価結果を昇給等の処遇に反映させる。
- ・事務系職員については、引き続き評価を実施し、評価結果を昇給等に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックする。

#### ○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

(教員に関すること)

- ・教員配置計画に基づき教員を採用する。
- ・人事計画に基づき、引き続き新任職員の採用を行う。

(事務系職員に関すること)

- ・近隣大学と引き続き人事交流を行う。
- ・人事計画に基づき、引き続き新任職員の採用を行う。

#### ○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

一定額を学長裁量経費として確保するとともに、中期目標・中期計画の達成のために必要な経費及び教育研究活動の積極的な取組を推進するための経費を確保する。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### ○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。
- ・他大学等との共同研修を引き続き実施する。
- ・手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を継続的に実施する。

#### ○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

教育研究支援部門の事務処理の一層の効率化・合理化を推進する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

#### ○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・引き続き、科研費コーディネーター制度による必要な支援を行う。

- ・引き続き、外部資金公募情報を収集し、教職員に情報提供する。
- ・本学の教育研究成果を社会に広く普及・公開する。
- ・外部研究資金を獲得するため、必要な取組を行う。

#### ○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

公開講座の実施及び学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放し、自己収入の増加に努める。

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### ○人件費の削減に関する具体的方策

国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続する。

#### ○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・セグメントごとの各コスト情報を会議等で報告し、コスト意識の改革を行う。
- ・他機関と連携した共同調達等の契約方法の見直しを行い、コスト削減を図る。
- ・引き続き、コスト削減及び温室効果ガス排出抑制の観点から、施設環境防災委員会において必要な取組を行う。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

#### ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

保有資産の効率的・効果的な運用を行うとともに、職員宿舎の在り方について検討を行う。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表する。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

#### ○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策

引き続き、各種広報媒体により大学情報を発信する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### ○施設等の整備に関する具体的方策

- ・「新キャンパスマスタープラン」を策定する。
- ・施設の維持管理のために老朽化の点検を行い、修繕計画を検討し、計画的に整備を行う。
- ・引き続き、施設環境防災委員会バリアフリー実施WGにおいて、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設整備を検討し、計画的に行う。
- ・引き続き、学内情報ネットワークの充実を図る。

#### ○施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・新たな共有スペースを確保するため、引き続き施設の利用状況を点検・評価し、必要によりスペースの再配分を実施する。
- ・スペースチャージ制の運用を継続し、コスト意識の向上に努める。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### ○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・外部安全衛生コンサルタントによる学内巡視を実施し、実施結果をフィードバックするとともに、必要に応じ、改善する。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引続き維持する。

### ○学生等の安全確保等に関する具体的方策

引き続き、学生の健康管理及びキャンパス内における学生等の安全確保に関する必要な取組を行う。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

### ○法令遵守等に関する具体的方策

- ・コンプライアンスや服務規律に関して、教職員の法令遵守の意識を高めるため、必要な取組を行う。
- ・会計経理を適正に執行する。

## VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○短期借入金の限度額

#### 1 短期借入金の限度額

8億円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・該当なし

## IX 剰余金の使途

### ○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・耐震対策	総額 33	施設整備費補助金(16)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金(17)

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

## 2. 人事に関する計画

- ・教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、教員の流動性を高める。
- ・事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成27年度の常勤職員数 185人

また、任期付職員の見込みを20人とする。

(参考2) 平成27年度人件費総額見込み 1,905百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 27 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,338
施設整備費補助金	16
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	17
自己収入	410
授業料及び入学料検定料収入	223
附属病院収入	116
財産処分収入	0
雑収入	71
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	19
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継余剰金	0
目的積立金取崩	101
計	2,901
支出	
業務費	2,848
教育研究経費	2,662
診療経費	186
施設整備費	33
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	19
貸付金	0
長期借入金償還金	1
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	2,901

[人件費の見積り]

期間中総額 1,905 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち, 平成 27 年度当初予算額 2,336 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 2 百万円。

注) 「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 7 百万円。

## 2. 収支計画

## 平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,802
經常費用	2,802
業務費	2,417
教育研究経費	360
診療経費	84
受託研究費等	1
役員人件費	35
教員人件費	1,334
職員人件費	603
一般管理費	200
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	183
臨時損失	0
収益の部	2,782
經常収益	2,782
運営費交付金収益	2,215
授業料収益	176
入学金収益	26
検定料収益	3
附属病院収益	116
受託研究等収益	1
補助金等収益	0
寄附金収益	12
財務収益	1
雑益	70
資産見返運営費交付金等戻入	132
資産見返補助金等戻入	24
資産見返寄付金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△20
目的積立金取崩益	21
総利益	1

注) 総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,915
業務活動による支出	2,605
投資活動による支出	269
財務活動による支出	27
翌年度への繰越金	14
資金収入	2,915
業務活動による収入	2,758
運営費交付金による収入	2,336
授業料及び入学料検定料による収入	223
附属病院収入	116
受託研究等収入	1
補助金等収入	0
寄附金収入	11
その他の収入	71
投資活動による収入	33
施設費による収入	33
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	124

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科	140人
	総合デザイン学科	60人
保健科学部	保健学科	120人
	情報システム学科	40人
技術科学研究科	産業技術学専攻	8人
	保健科学専攻	6人
	情報アクセシビリティ専攻	10人